## 要介護認定者、その親族の人へ

◆医療費控除に必要な確認書の発行

確定申告の医療費控除は、寝たきりの人のおむつ代も控除の対象です。医師が発行するおむつ使用証明書とおむつ代の領収書を添付することで医療費控除が受けられます。控除を受けるのが2年目以降の要介護認定者は、おむつ使用証明書の代わりとなる主治医意見書内容確認書を発行できる場合があります。

※確認書は、要介護認定時に使用した主治医意見書により判断するため、該当しない場合は発行できません。

※2年目以降の人も医師が発行するおむつ使用証明書で控除は受けられます。

◆障害者控除に必要な認定書の発行

確定申告の障害者控除は、65歳以上の要介護認定者(要介護1以上)も控除の対象となる場合があります。本人または扶養親族が控除の対象者に該当し、控除を受ける人は、障害者控除対象者認定書を発行します。

※令和元年12月31日現在の認定状況などにより認定書を発行できない場合があります。

※障害者手帳などを持つ人は、認定書がなくても障害者控除を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は控除額の多い方で申告できます。

※認定書は障害者手帳の代わりになりません。

【共通】

申　介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。

問　長寿課(☎62-1013)

# 説明会・相談会

## 住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

時　2月7日㈮～14日㈮(平日のみ)　場　刈谷税務署

内　2019年中に住宅ローンなどを利用して自宅を新築または購入した人を対象に、確定申告説明会を開催します。当日は、持参した書類に不備がなければ、確定申告書の作成および提出が可能です。

申　平日の9時から17時までに、電話(21-6211)で刈谷税務署へ。

## 東海税理士会による無料確定申告相談会

時　2月15日㈯　10時～16時30分　場　総合文化センター401研修室

対　税理士または税理士法人が関与していない納税者

※土地・建物・株式の売却のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外

定　40人(事前予約優先)

持　確定申告に必要な書類(マイナンバーが分かるものを含む)

申問　事前予約は当日までに、電話(77-3636)で東海税理士会刈谷支部へ。事前予約のない人は、10時から総合文化センターで整理券を配布します。

## 消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談所

時　3月16日㈪～31日㈫　9時30分～12時、13時～16時(平日のみ)

場　刈谷税務署

## 個別相談

2月17日～3月31日以外の期間での税務相談はこちら

場　刈谷税務署

内　資料を持参しての相談や申告書の作成など、個別相談を受け付けます。

申　平日の9時から17時までに、電話(21-6211)で刈谷税務署へ。